

# 兵庫県公報

令和7年3月31日 月曜日 第24号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

企業庁管理規程		ページ
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	.....	1
○ 企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程	.....	3

## 企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和7年3月31日

兵庫県公営企業管理者 梶本修子

### 兵庫県企業庁管理規程第1号

#### 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の給与に関する規程(昭和41年12月22日企業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2

「

組織名	職務区分									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
本庁	主事	副主任	主任 副主任	主査	班長 主幹 工事検査 専門員	副課長 班長 主任工事 検査専門 員	課長 参事 官	次長 参事	企業庁長	
地方 機関	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長 浄水場長 副所長 所長補佐	所長	所長		

備考

- 1 本庁に置かれる係長の職務については、5級とする。
- 2 本庁又は地方機関に置かれる付の職務については、5級、6級、7級、8級又は9級とする。

」

を

「

組織名	職務区分									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
本庁	主事	副主任	主任 副主任	主査	班長 主幹 工事検査 専門員	副課長 班長 主任工事 検査専門 員	課長 参事 官	次長 参事	企業庁長	
地方 機関	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長 副所長 所長補佐	所長	所長		

備考

- 1 本庁に置かれる係長の職務については、5級とする。
- 2 本庁又は地方機関に置かれる付の職務については、5級、6級、7級、8級又は9級とする。

」

に改める。

別表第3

「

組織名	職	区分
本庁	企業庁長	1種
	次長	2種
	企業庁参事 課長	3種
	課参事 官	4種
	副課長 班長（職務の級が6級の者に限る。）	5種
地方機関	所長（職務の級が8級の者に限る。）	2種
	所長（職務の級が7級の者に限る。）	3種
	所長（職務の級が6級の者に限る。） 副所長 浄水場長 所長補佐	5種

」

を

「

組織名	職	区分
本庁	企業庁長	1種
	次長	2種
	企業庁参事 課長	3種
	課参事 官	4種
	副課長 班長（職務の級が6級の者に限る。）	5種
地方機関	所長（職務の級が8級の者に限る。）	2種
	所長（職務の級が7級の者に限る。）	3種
	所長（職務の級が6級の者に限る。）	5種
	副所長 所長補佐	

」

に改める。

附 則

この管理規程は、令和7年4月1日より施行する。



企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和7年3月31日

兵庫県公営企業管理者 梶 本 修 子

兵庫県企業庁管理規程第2号

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程

（企業庁組織規程の一部改正）

第1条 企業庁組織規程（昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の表水道課の項中「経営計画班」を「経営班 計画班」に改め、「水道技術班」を削る。

（企業庁地方機関処務規程の一部改正）

第2条 企業庁地方機関処務規程（昭和51年兵庫県企業庁管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「浄水場長、」を削る。

第5条中「浄水場長、」を削る。

第7条第1項中「浄水場長、」を削る。

第30条第2項第4号中「浄水場長、」を削る。

（企業庁会計規程の一部改正）

第3条 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第43条第1項第3号

「委託料、負担金、交付金、貸付金、投資、出資金及び寄附金で予定額が1件1,000万円以上のもの」を

「委託料、負担金、交付金、貸付金、投資、出資金及び寄附金で予定額が1件2,000万円以上のもの」に改める。

第82条の2中「企業法施行令第21条の14」を「企業法施行令第21条の13」に改める。

第83条の1

「企業法施行令第21条の14第1項第1号に規定する随意契約を行う場合の予定価格の限度額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円

- (3) 物件の借入れ 80万円
  - (4) 財産の売払い 50万円
  - (5) 物件の貸付け 30万円
  - (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円」
- を

「企業法施行令第21条の13第1項第1号に規定する随意契約を行う場合の予定価格の限度額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 400万円
- (2) 財産の買入れ 300万円
- (3) 物件の借入れ 150万円
- (4) 財産の売払い 100万円
- (5) 物件の貸付け 50万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 200万円」

に改める。

第111条の次に次の1条を加える。

(無償の借入れ)

第111条の2 業務担当者は、物品の無償の借入れをしようとするときは、物品無償借入決定書(様式第40号の2)により決定しなければならない。

2 業務担当者は、前項の規定により物品の無償の借入れをしようとするときは、相手方から無償貸付書を徴さなければならない。ただし、無償貸付書を徴することが不相当と認められるときは、この限りでない。

第115条中「合む」を「含む」に改める。

別表6の費用勘定を次のように改める。

費用勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明( ( ( ) ) は細節)
地域整備事業費用	営業費用	阪神地域整備費用	土地売却原価	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。 主たる営業活動から生じた費用  阪神地域における土地造成原価
			事業資産維持管理費	
		播磨地域整備費用	受託工事費	

			土地売却原価	播磨地域における土地造成原価
			事業資産維持管理費	播磨地域において固定資産に計上されている資産の維持管理費
		淡路地域整備費用	受託工事費	
			土地売却原価	淡路地域における土地造成原価
			事業資産維持管理費	淡路地域において固定資産に計上されている資産の維持管理費
		一般管理費	受託工事費	各地域における土地売却収益等の調定、集金等の業務に要した費用、職員の出張、研修及び退職に要した費用、会議を主催するに要した費用、各地域整備費用で処理するには軽微な費用並びに事業活動の全般に関連する費用（（給料））（（手当））（（賞与引当金繰入額））（（退職給付費））（（報酬））（（報償費））（（法定福利費））（（児童手当））（（旅費））（（被服費））（（準備品費））（（消耗品費））（（燃料費））（（光熱水費））（（通信運搬費））（（使用料及び賃借料））（（修繕費））（（修繕引当金繰入額））（（補償費））（（損害保険料））（（委託料））（（公課費））（（交付金））

				( (負担金及び分担金) ) ( (研修費) ) ( (会議費) ) ( (資産撤去費) ) ( (広告料) ) ( (減価償却費) ) ( (固定資産除却損) ) ( (固定資産撤去費) ) ( (手数料) ) ( (貸倒引当金繰入額) ) ( (雑費) ) 通常発生する上記以外の費用
		その他営業費用	棚卸資産減耗損	事業年度の末日においてたな卸資産の時価評価額が当該たな卸資産の帳簿評価額を下回る額
	営業外費用			金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
		支払利息及び企業債取扱諸費		
			企業債利息 借入金利息 企業債手数料及び取扱費 雑支払利息	
		雑支出		
			不用品売却原価 消費税及び地方消費税 その他雑支出	
	特別損失			当年度の経常費用から除外すべき損失
		固定資産売却損 固定資産撤去費 過年度損益		

		修正損 減損損失 その他特別 損失		上記以外の特別損失
--	--	----------------------------	--	-----------

別表第7の負債勘定を次のように改める。

負債勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
固定負債				この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
	企業債	建設改良費等の 財源に充てるた めの企業債 その他企業債		
	他会計借入金	建設改良費等の 財源に充てるた めの借入金 その他借入金		
	リース債務	リース債務		
	引当金	修繕引当金(旧) 退職給付引当金 解体等引当金		発電設備の解体等費用にかかる引当金
流動負債				
	企業債	建設改良費等の 財源に充てるた めの企業債 その他企業債		
	他会計借入金	建設改良費等の 財源に充てるた めの借入金 その他借入金		
	リース債務			

繰延収益	未払金	リース債務		
		営業未払金		「(款) 企業資産運用事業費用」に関する未払金
		未払消費税及び 地方消費税		
		その他未払金		上記以外の未払金
	未払費用	未払費用		
	前受金	前受金		
	引当金	賞与引当金		
		修繕引当金		
	その他流動負債	預り金	預り保証金 預り諸税 その他預り金	
		預り有価証券		
		仮受消費税及び 地方消費税		
		その他流動負債		上記以外の流動負債
		長期前受金		償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額
			国庫補助金 他会計補助金 工事負担金 受贈財産 寄付金 その他長期前受 金 収益化累計額 建設仮勘定長期 前受金	

別表7の2の費用勘定を次のように改める。

費用勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明（（ ）は細節）
ひょうご小野産業団地整備事業費用	営業費用	事業費用	土地売却原価	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
			事業資産維持管理費	主たる営業活動から生じた費用
		一般管理費	受託工事費	ひょうご小野産業団地整備事業における土地造成原価
				ひょうご小野産業団地整備事業において固定資産に計上されている資産の維持管理費
				ひょうご小野産業団地整備事業における土地売却収益等の調定、集金等の業務に要した費用、職員の出張、研修及び退職に要した費用、会議を主催するに要した費用、事業費用で処理するには軽微な費用並びに事業活動の全般に関連する費用（（給料）（（手当等））（（賞与引当金繰入額））（（退職給付費））（（報酬））（（報償費））（（法定福利費））（（旅費））（（被服費））（（準備品費））（（消耗品費））（（燃料費））（（光熱水費））（（通信運搬費））（（使用料及び賃借料））（（修繕費））（（修繕引当金繰入額））（（補償費））（（損害保険料））（（委託料））（（公課費））（（交付金））（（負担金及び分担金））（（研修費））（（会議費））（（資産撤去費））（（広告料））（（減価償却

				費)) ((固定資産除却損)) ((固定資産撤去費)) ((手数料)) ((貸倒引当金繰入額)) ((雑費)) 通常発生する上記以外の費用 事業年度の末日においてたな卸資産の時価評価額が当該たな卸資産の帳簿価額を下回る額 金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
	営業外費用	その他営業費用  支払利息及び企業債取扱諸費	棚卸資産減耗損  企業債利息 借入金利息 企業債手数料及び取扱費 雑支払利息	
	特別損失	雑支出  固定資産売却損 固定資産撤去費 過年度損益修正損 減損損失 その他特別損失	たな卸資産売却原価 消費税及び地方消費税 その他雑支出	当年度の経常費用から除外すべき損失  上記以外の特別損失

<p>神戸・鈴蘭 台西健康福 祉拠点整備 事業費用</p>	<p>営業費用</p>	<p>事業費用</p>	<p>土地売却原 価</p> <p>事業資産維 持管理費</p> <p>受託工事費</p>	<p>この表に定めるもののほか、 別表第8の当該説明による。</p> <p>主たる営業活動から生じた 費用</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点 整備事業における土地造成 原価</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点 整備事業において固定資産 に計上されている資産の維 持管理費</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点 整備事業における土地売却 収益等の調定、集金等の業務 に要した費用、職員の出張、 研修及び退職に要した費用、 会議を主催するに要した費 用、事業費用で処理するには 軽微な費用並びに事業活動 の全般に関連する費用（（給 料））（（手当等））（（賞 与引当金繰入額））（（退職 給付費））（（報酬））（（報 償費））（（法定福利費）） （（旅費））（（被服費）） （（準備品費））（（消耗品 費））（（燃料費））（（光 熱水費））（（通信運搬費）） （（使用料及び賃借料））（（修 繕費））（（修繕引当金繰入 額））（（補償費））（（損 害保険料））（（委託料）） （（公課費））（（交付金）） （（負担金及び分担金））（（研 修費））（（会議費））（（資 産撤去費））（（広告料）） （（減価償却費））（（固定</p>
---	-------------	-------------	---	--

神戸・三宮	<p>営業外費用</p> <p>特別損失</p>	<p>その他営業費用</p> <p>支払利息及び企業債取扱諸費</p> <p>雑支出</p> <p>固定資産売却損</p> <p>固定資産撤去費</p> <p>過年度損益修正損</p> <p>減損損失</p> <p>その他特別損失</p>	<p>棚卸資産減耗損</p> <p>企業債利息 借入金利息 企業債手数料及び取扱費 雑支払利息</p> <p>たな卸資産 売却原価 消費税及び 地方消費税 その他雑支出</p>	<p>資産除却損)) ((固定資産撤去費)) ((手数料)) ((貸倒引当金繰入額)) ((雑費)) 通常発生する上記以外の費用</p> <p>事業年度の末日においてたな卸資産の時価評価額が当該たな卸資産の帳簿価額を下回る額</p> <p>金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用</p> <p>当年度の経常費用から除外すべき損失</p> <p>上記以外の特別損失</p> <p>この表に定めるもののほか、</p>
-------	--------------------------	---	--	--

東再整備事業費用	営業費用	事業費用	土地売却原価 事業資産維持管理費 受託工事費	別表第8の当該説明による。 主たる営業活動から生じた費用 神戸・三宮東再整備事業における土地造成原価 神戸・三宮東再整備事業において固定資産に計上されている資産の維持管理費 神戸・三宮東再整備事業における土地売却収益等の調定、集金等の業務に要した費用、職員の出張、研修及び退職に要した費用、会議を主催するに要した費用、事業費用で処理するには軽微な費用並びに事業活動の全般に関連する費用（（給料））（（手当等））（（賞与引当金繰入額））（（退職給付費））（（報酬））（（報償費））（（法定福利費））（（旅費））（（被服費））（（準備品費））（（消耗品費））（（燃料費））（（光熱水費））（（通信運搬費））（（使用料及び賃借料））（（修繕費））（（修繕引当金繰入額））（（補償費））（（損害保険料））（（委託料））（（公課費））（（交付金））（（負担金及び分担金））（（研修費））（（会議費））（（資産撤去費））（（広告料））（（減価償却費））（（固定資産除却損））（（固定資産撤去費））（（手数料））（（貸倒引当金繰入額））（（雑費）） 通常発生する上記以外の費用
		一般管理費	棚卸資産減	事業年度の末日においてた
		その他営業費用		

<p>ひょうご情報公園都市 第2期整備 事業費用</p>	<p>営業外費用</p>	<p>支払利息及び 企業債取扱諸費</p>	<p>耗損</p> <p>企業債利息 借入金利息 企業債手数料 及び取扱費 雑支払利息</p>	<p>な卸資産の時価評価額が当該 たな卸資産の帳簿価額を下 回る額</p> <p>金融及び財務活動に伴う費 用その他主たる営業活動に 係る費用以外の費用</p>
	<p>特別損失</p>	<p>雑支出</p> <p>固定資産売却損 固定資産撤去費 過年度損益修正損 減損損失 その他特別損失</p>	<p>たな卸資産 売却原価 消費税及び 地方消費税 その他雑支出</p>	<p>当年度の経常費用から除外 すべき損失</p> <p>上記以外の特別損失</p>
	<p>営業費用</p>	<p>事業費用</p>		<p>この表に定めるもののほか、 別表第8の当該説明による。</p> <p>主たる営業活動から生じた 費用</p>

			土地売却原価	ひょうご情報公園都市第2期整備事業における土地造成原価
			事業資産維持管理費	ひょうご情報公園都市第2期整備事業において固定資産に計上されている資産の維持管理費
		一般管理費	受託工事費	ひょうご情報公園都市第2期整備事業における土地売却収益等の調定、集金等の業務に要した費用、職員の出張、研修及び退職に要した費用、会議を主催するに要した費用、事業費用で処理するには軽微な費用並びに事業活動の全般に関連する費用 (給料) (手当等) (賞与引当金繰入額) (退職給付費) (報酬) (報償費) (法定福利費) (旅費) (被服費) (準備品費) (消耗品費) (燃料費) (光熱水費) (通信運搬費) (使用料及び賃借料) (修繕費) (修繕引当金繰入額) (補償費) (損害保険料) (委託料) (公課費) (交付金) (負担金及び分担金) (研修費) (会議費) (資産撤去費) (広告料) (減価償却費) (固定資産除却損) (固定資産撤去費) (手数料) (貸倒引当金繰入額) (雑費)
		その他営業費用		通常発生する上記以外の費用
			棚卸資産減耗損	事業年度の末日においてたな卸資産の時価評価額が当該たな卸資産の帳簿価額を

	<p>営業外費用</p>	<p>支払利息及び企業債取扱諸費</p>	<p>企業債利息 借入金利息 企業債手数料及び取扱費 雑支払利息</p>	<p>下回る額 金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用</p>
	<p>特別損失</p>	<p>雑支出</p> <p>固定資産売却損 固定資産撤去費 過年度損益修正損 減損損失 その他特別損失</p>	<p>たな卸資産売却原価 消費税及び地方消費税 その他雑支出</p>	<p>当年度の経常費用から除外すべき損失</p> <p>上記以外の特別損失</p>



る企業庁会計規程の特例に関する管理規程（平成7年12月28日企業庁管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条本文中「(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前)」を削除する。

(企業庁公有財産取扱規程の一部改正)

第5条 企業庁会計規程（昭和56年兵庫県企業庁管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- (6) 株式
- (7) 出資による権利
- (8) 財産の信託の受益権

第4条の表を次のように改める。

大項目	中項目	小項目	説明
行政財産	公用財産	公用一般財産	公用に供し、又は供することを決定した共有財産を除く公有財産
		公用共有財産	共有財産のうち、当該共有部分を公用に供し、又は供することを決定している公有財産
	公共用財産	専用財産	当該公営企業の公共用に専ら供し、又は供することを決定した公有財産
		移管財産	移管して、公共用に供することを決定している公有財産（予定のものを含む。）
		公共用共有財産	共有財産のうち、当該共有部分を公共用に供し、又は供することを決定している公有財産
	普通財産	普通財産	業務財産
交換用財産			交換する目的で所有している公有財産
貸付財産			貸し付ける目的で所有している公有財産
用途廃止財産			用途を廃止した公有財産
その他普通財産			上記以外の公有財産

(企業庁財産評価審査会規程の一部改正)

第6条 企業庁財産評価審査会規程（昭和48年兵庫県企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号本文中「委員は、浄水場長、副所長及び各課長をもって充てる。」を「委員は、副所長及び各課長をもって充てる。」に改める。

別表を次のように改める。

会長	副会長	委員
公営企業管理者	企業庁長 次長	総務課長 総務課事業戦略官 水道課長 地域整備振興課長 地域整備振興課開発調整官

(企業庁補償審査会規程の一部改正)

第7条 企業庁財産評価審査会規程（昭和61年兵庫県企業庁管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号本文中「委員は、浄水場長、副所長及び各課長をもって充てる。」を「委員は、副所長及び各課長をもって充てる。」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の企業庁会計規程別表第7の2の規定は、令和6年度以降の年度の勘定科目から適用し、令和5年度以前の年度の勘定科目については、なお従前の例による。第111条の2及び様式第40号の2の規定は、この規程の施行の日以後に行う物品の借入れから適用し、同日前に行った物品の借入れについては、なお従前の例による。